



## アルミニウム製加熱調理器具

JIS S 2010 : 2013

(JAPA/JSA)

平成 25 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	會川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	浅 見 剛 尚	一般財團法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財團法人製品安全協会
	石 川 麗 子	財團法人日本消費者協会
	井 上 裕 文	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	大 熊 志津江	文化学園大学
	金 丸 淳 子	公益財團法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鈴 木 はるみ	合同会社西友
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	秦 義 一	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	久 松 富 雄	一般財團法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.1.31 改正：平成 25.11.20

官 報 公 示：平成 25.11.20

原案作成者：一般社団法人軽金属製品協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-13-13 アープセンタービル TEL 03-3583-7971)

一般財團法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員会長 會川 義寛）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 種類</b>	4
<b>4.1 用途による区分</b>	4
<b>4.2 表面処理による区分</b>	4
<b>4.3 使用熱源による区分</b>	4
<b>5 品質</b>	4
<b>5.1 外観</b>	4
<b>5.2 構造</b>	4
<b>5.3 衛生性</b>	5
<b>5.4 性能</b>	5
<b>6 呼び径又は呼び容量、寸法又は満水容量及び最低底厚</b>	7
<b>6.1 鍋類の呼び径、寸法及び最低底厚</b>	7
<b>6.2 いため容器類の呼び径、寸法及び最低底厚</b>	7
<b>6.3 湯沸し類の呼び容量、満水容量及び最低底厚</b>	7
<b>7 材料</b>	7
<b>7.1 主要部の材料</b>	7
<b>7.2 附属部品の材料</b>	8
<b>8 試験</b>	8
<b>8.1 一般条件</b>	8
<b>8.2 数値の丸め方</b>	8
<b>8.3 試験方法</b>	9
<b>9 検査方法</b>	25
<b>10 表示</b>	26
<b>附属書 A (参考) 調理器具の区分と必要な性能との関係</b>	27
<b>附属書 B (規定) 鍋類の呼び径、寸法及び最低底厚</b>	29
<b>附属書 C (規定) いため容器類の呼び径、寸法及び最低底厚</b>	31
<b>附属書 D (規定) 湯沸し類の呼び容量、満水容量及び最低底厚</b>	32
<b>附属書 E (規定) IH クッキングヒータ標準検査器</b>	33
<b>附属書 F (参考) 取扱い上の注意事項の例</b>	34
<b>解 説</b>	36

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人軽金属製品協会（JAPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 2010:2009**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# アルミニウム製加熱調理器具

Aluminium cookwares

## 序文

この規格は、1951年に制定され、その後9回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2009年に行われたが、対象となるアルミニウム製品の市場の変化、使用熱源の変化などに対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、主として家庭で使用するアルミニウム製加熱調理器具（以下、調理器具という。）について規定する。ただし、次のものは除く。

- a) 本体全体が異種金属との多層構造のもの。
- b) 取っ手が付いていないもの及び取っ手が着脱式のもの。
- c) 特殊な目的及び特殊な形状のもの。
- d) 調理器具本体の内面に陽極酸化処理、ふつ素樹脂塗膜以外の被覆などの加工を施したもの。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 7601** 融光ランプ（一般照明用）

**JIS G 4304** 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

**JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

**JIS H 4000** アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条

**JIS H 5202** アルミニウム合金鋳物

**JIS H 5302** アルミニウム合金ダイカスト

**JIS H 8601** アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜

**JIS H 8680-1** アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜厚さ試験方法－第1部：顕微鏡断面測定法

**JIS H 8680-2** アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜厚さ試験方法－第2部：渦電流式測定法

**JIS H 8681-1** アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜の耐食性試験方法－第1部：耐アルカリ試験

**JIS H 8682-3** アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜の耐摩耗性試験方法－第3部：砂落し摩耗試験